平成２４年（フ）第８９９号
京都府京田辺市三山木西ノ河原63―３
破産者　株式会社大光工業
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２３号
京都市南区西九条東御幸田町12番地９
破産者　有限会社洛南制御
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２３号
栃木県小山市東城南２丁目26番地２　ソレイユ102、従前の住所埼玉県越谷市蒲生茜町24番地１　パレドゥマン305号
破産者　椎野　伸彦
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１８６号
長野県安曇野市豊科高家5211番地３　メゾンアベニュー303
破産者　佐々木泰弘
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６２６号
北海道恵庭市柏木町337番地34　Ｔ・Ｍガーデンプレイス203号
破産者　山本　吉紀
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市元中野町２丁目11番９号
破産者　高村　　隆
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６５８号
仙台市青葉区五橋１丁目７番８号
破産者　鬼下　博喜
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６７号
仙台市青葉区八幡１丁目１番19―403号
破産者　安海　　弘
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
宮城県宮城郡利府町青山２丁目36番地５
破産者　櫻井　琢也
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
仙台市若林区上飯田４丁目16番15号　トクソテース202、従前の住所仙台市泉区館３丁目47番地の17
破産者　丸山　　大
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
長野県木曽郡木曽町新開7077番地
破産者　原　　昭
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３３１号
名古屋市西区栄生２丁目２番20号　ロイヤルシティきくや703号
破産者　岡工務店こと　岡　　広繁
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１２号
名古屋市中区上前津２丁目10番20号　スカイタウン上前津1102号
破産者　読売センター瀬戸南こと　千木良利男
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１０号
大阪府貝塚市王子928番地42
破産者　烏野　昌子
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番４―713号
破産者　福島サイディングこと　福島　　徹
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
熊本県玉名市亀甲245番地２
破産者　吉田　俊雄
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５７号
熊本市中央区本山１丁目７番27号
破産者　石﨑　淳一
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５６号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目12番14号
破産者　竹下　秀幸
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
北海道旭川市春光台２条７丁目４番地の１、住民票上の住所北海道旭川市11条通23丁目２番地　市住354号
破産者　井上　順勝
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部